

落札者決定基準
(堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(令和9年度から令和11年度) 策定支援業務)

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する堺市総合評価一般競争入札による委託業務事業者選定庁内委員会（堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和9年度から令和11年度）策定支援業務）（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{総合評価点} \\ (100 \text{ 点満点}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{価格評価点} \\ (50 \text{ 点満点}) \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{技術評価点} \\ (50 \text{ 点満点}) \end{array}}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

- ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。
- イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「④支援内容」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。
- ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合
入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価点付与表（別記評価表：①業務実績について）

評価の目安	評価点
政令指定都市の第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定支援の実績がある	5
上記実績がなく、都道府県又は中核市の第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定支援の実績がある	4
上記実績がなく、他市区町村の第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定支援の実績が2つ以上ある	3
上記実績がなく、他市区町村の第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定支援の実績がある	2
上記実績がなく、令和5年度又は令和6年度に他市区町村が策定する計画の策定支援の実績がある	1
記述がない（上記実績がない）	0

評価点付与表（別記評価表：②③④⑤）

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が 25 点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記 3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウエイト	評価点	項目評価点
① 業務実績について	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度から令和 8 年度（第 9 期計画）の他市区町村の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画やその他の計画の策定支援の実績から、効果的な業務遂行が期待できるか。 (政令市、都道府県、中核市、その他の市区町村の実績があり、効果的な業務遂行が期待できるか。) 	5 点	1	5. 政令指定都市の第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定支援の実績がある 4. 上記実績がなく、都道府県又は中核市の第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定支援の実績がある 3. 上記実績がなく、他市区町村の第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定支援の実績が 2 つ以上ある 2. 上記実績がなく、他市区町村の第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定支援の実績がある 1. 上記実績がなく、令和 5 年度又は令和 6 年度に他市区町村が策定する計画の策定支援の実績がある 0. 記述がない（上記実績がない）	
② 国の動向等について	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉・介護保険をめぐる情勢に関する認識が適切で、十分に理解できているか。 ・次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた国の方針を的確かつ十分に把握・理解しているか。 ・上記について最新の知見を有しているか。また、単に国の方針をなぞるのではなく、次期計画策定において重要な点や記載を充実すべき点を提案者として把握、整理を行っているか。 	5 点	1	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない（評価できない）	

評価項目	評価事項	配点	ウエイト	評価点	項目評価点
③実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者その他業務従事者等が、高齢者保健福祉政策、介護保険事業政策に精通している者及び調査統計作業に精通している者であり、資料のレイアウトやデザインについても担当者を配置するなど、本業務を着実かつ効果的に遂行することができる十分な人員が確保されているか。 ・業務内容・役割に応じた適切な実施体制やバックアップ体制が整えられていることにより、円滑な運用が期待できるか ・即時に対応すべき案件が生じた場合に備え、直ちに連絡、調整ができるような人員配置となっているか。 	10 点	2	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない（評価できない）	
④支援内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施スケジュールが具体的であり、無理のない効率的なスケジュールが立てられているか。 	5 点	1		
	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の上位計画である「堺市基本計画 2030（素案）」「SDGs 未来都市計画」「堺あつたかぬくもりプラン（地域福祉計画）」及び「よりそい安心ほっとプラン（堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画）」、堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例（平成 30 年堺市条例第 43 号）等、国や本市等が示している通知・条例・計画を理解した支援内容についての提案となっているか。 ・介護保険料、介護保険給付費、介護保険受給状況、介護保険施設数等、本市の動向やその特徴を適切に理解した支援内容についての提案となっているか。 	5 点	1		
	<ul style="list-style-type: none"> ・収集・分析・調査の実施手法が具体的かつ効果的であることが期待できるか。 ・高齢者施策に係る他自治体の先進事例等の収集・整理について、 	5 点	1		

評価項目	評価事項	配点	ウエイト	評価点	項目評価点
④支援内容について	<p>考慮する事項や観点が的確であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者へのヒアリングや認知症の本人やその家族、支援者等への聞き取り支援において、調査項目の選定時に重視する点や考え方が、適切に実態・意見を把握し、本市独自の実情を把握することが期待できるか。 集約した情報は、適宜、重要な点や特徴的な点が分かるよう、分かりやすく図表化、文章化されることが期待できるか。また、施策立案の根拠資料として活用できることが期待できるか。 			5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない（評価できない）	
	<ul style="list-style-type: none"> 次期計画期間に行う施策案の検討支援について、本業務で収集・分析・調査した情報の活用方法が具体的かつ効果的であるか。 本市が課題を評価・分析し、高齢者施策を検討する際に、本市の現状等を理解した上で、提案・助言等の支援を行うことが期待できるか。 支援内容は、考慮する事項や観点が的確であり、先進性やオリジナリティのある次期計画策定に資することが期待できるか。 高齢者施策の検討方法の提案・助言は、専門的な知見に基づいたものとなっており、効果的な支援が期待できるか。 	10 点	2		
⑤特にPRする事項	<ul style="list-style-type: none"> PRする事項が本業務の趣旨に沿っているか。 PRする事項が貴社の有する特徴の場合、本業務の実施に信頼性を高めるものか。 PRする事項が上記①から④までの評価項目以外についての支援内容や計画に記載する事項の独自提案等の場合、実現可能性があり、本市が活用できるものであるか。 	5 点	1		
		50 点 満点			点 (得点)

